

クラシックカー貸出規約

第1条（用語の定義）

この規約において「クラシックカー」とは、当社が所有し、本規約に基づき展示目的で貸し出す旧型自動車を指します。当社よりクラシックカーを借り受ける法人を「借主」といいます。

第2条（目的）

クラシックカーは展示専用で貸し出しており、走行や運転、試乗、その他展示以外の目的では使用できません。

第3条（契約の成立）

貸出契約は、当社所定の申込書をご提出いただき、当社が承諾した時点で成立します。

第4条（貸出期間）

最短の貸出期間は1日、最長は1年です。

貸出期間の延長をご希望される場合は、契約満了日の1週間前（長期の場合は1か月前）までにご連絡のうえ、当社の承諾をお取りください。

第5条（使用場所および保管環境）

展示場所は、あらかじめ当社が承認した場所に限り、屋内展示を原則とし、屋外の場合には風雨や直射日光から保護できる環境をご準備ください。借主は、展示スペースの施設その他これに準ずる防犯措置と、来場者が車両に直接手を触れることの無い管理措置を適切に講じるものとします。

第6条（輸送および設置）

クラシックカーの展示場所までの輸送、搬入および設置は、当社の手配により行います。

借主は、必要な受入準備および現地での設置協力を行うものとします。

第7条（貸出料金および費用）

貸出料金は、日額または月額で設定され、車両ごとに別途提示します。

月額契約の場合、開始月および終了月の料金は日割りで計算します。

輸送費や設置立会費等の移送に関わる費用は借主のご負担となります。

第8条（損傷・破損時の対応）

貸出期間中に車両に損傷・破損・盗難などが発生した場合は、すぐに当社にご報告ください。

借主の故意または過失によって損害が発生した場合は、当社の指示に従って原状回復または修理を行っていただきます。修理は、当社が指定する方法または修理業者にて実施し、その費用は借主のご負担となります。

第9条（禁止事項）

借主が以下の行為を行うことを禁止します。

- 展示目的以外での使用（公道・私道・施設内での走行、運転など）
- 車両の改造、装飾、塗装の変更、パーツの取り外し
- 不適切な保管、管理の放棄
- 無断での第三者への貸与、移動、委託

第 10 条（契約の解除）

借主が規約に違反した場合、当社は契約を解除し、車両の返還を求めることができます。
この解除によって当社に損害が発生した場合は、借主にその損害を賠償していただきます。

第 11 条（免責・損害賠償）

当社の責に帰さない事由（天災、展示環境による劣化等）による損害について、当社は責任を負いません。借主の故意または過失によらない損害について、借主に費用をご負担いただくことはありません。

第 12 条（メンテナンス）

貸主は、展示期間中、クラシックカーの外観や状態を良好に保つため、借主に月 1 回以上の簡易清掃や管理をお願いすることがあります。

第 13 条（その他）

この規約に定めのない事項は、貸主・借主で協議のうえ決定します。
万一紛争が生じた場合は、当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条（個人情報の取扱い）

当社は、借主から取得した個人情報について、クラシックカーの貸出業務に必要な範囲でのみ使用し、適切に管理します。